

滝川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、滝川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が行うものとする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども未来部子育て応援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和5年6月9日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

滝川市子ども・子育て会議

	選出区分	所 属	氏 名	備 考
1	(1) 保護者	滝川市 PTA 連合会	小森 純	
2	(1) 保護者	滝川市 PTA 連合会	小林 健一	
3	(1) 保護者	滝川市 PTA 連合会	細田 直樹	
4	(2) 事業主	滝川商工会議所	猪股 旬雄	
5	(2) 事業主	江部乙商工会	船奥 保	
6	(2) 事業主	滝川青年会議所	坂本 健人	
7	(3) 労働者	連合北海道滝川地区連合会	横野 理恵	
8	(4) 子育て事業	滝川幼稚園	種田貴志子	
9	(4) 子育て事業	滝川白樺幼稚園	芳村 元悟	
10	(4) 子育て事業	滝川市社会福祉事業団	森 純代	
11	(4) 子育て事業	公立保育所	佐藤 幸恵	
12	(5) 学識経験者	国学院大学北海道短期大学部	粟井 康裕	
13	(5) 学識経験者	滝川市校長会	鳥巢 和則	
14	(5) 学識経験者	滝川市社会福祉協議会	山口 清悦	
15	(6) 公募		中野 玉衣	

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可及び確認について

「認可」とは

児童福祉法で市以外の者が乳児等通園支援事業を実施するためには市長の認可を必要とされています。認可の基準については、滝川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例を満たす必要があります。

「確認」とは

子ども・子育て支援法で認可を受けた乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者であることの確認を市長に受ける必要があります。その確認を受ける際には、事業所ごとに、乳児等通園支援の利用定員を定める必要があることとされています。

○認可・確認の申請について

社会福祉法人滝川市社会福祉事業団が運営する一の坂保育所に対して、令和7年10月1日からの認可を行っておりますが、実施方法の変更及び令和8年4月からの乳児等支援給付の確認申請がありました。関係法令に関する基準を満たしていることから、令和8年4月からの認可及び確認をしたいと考えております。

児童福祉法及び子ども・子育て支援法において、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならないとされており、本市においては、本会議において意見を聴取したいとするものです。

●認可・確認申請の概要

施設名称	一の坂保育所
認可事業	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
開始時期	令和8年4月1日
運営法人	社会福祉法人滝川市社会福祉事業団
開所時間	月曜～金曜日 8:30～17:00
実施方法	一般型乳児等通園支援事業
利用定員	7名（1歳：3名／2歳：4名）
利用料	1時間当たり 300円
備考	

滝川市こども計画 改定案（改訂部分抜粋）

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保

【P49】

(8) 利用者支援事業

<改定前>

(こども家庭センター型)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【今後の方向性】

令和7年度から利用者支援事業のこども家庭センター型として、統括支援員を中心に、保健師、こども家庭支援員、ひとり親支援員等を配置して、妊娠期から出産、育児期に至るまで、切れ目のない支援を行います。



<改訂後>

(基本型)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(こども家庭センター型)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【今後の方向性】

令和7年度から、花月地域子育て支援センターで利用者支援事業の基本型で事業を実施するとともに、こども家庭センターで、こども家庭センター型として、統括支援員を中心に、保健師、こども家庭支援員、ひとり親支援員等を配置して、妊娠期から出産、育児期に至るまで、切れ目のない支援を行います。

【P52】

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

<改定前>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人／月）	80	130	130	130	130
こども誰でも通園制度					
実施箇所数	2	2	2	2	2
確保量（人／月）	60	60	60	60	60
幼稚園・保育所一斉開放					
実施箇所数		7	7	7	7
確保量（人／月）		70	70	70	70

【今後の方向性】

利用児童の受入先施設の確保が課題となっていますが、従前からの一時的保育事業と併用した事業の実施に加え、幼稚園・保育所が一斉に行う開放行事など、制度に準じた事業により対応します。



<改訂後>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人／月）	80	112	112	112	112
実施箇所数	1	1	1	1	1
確保量（人／月）	112	112	112	112	112

【今後の方向性】

見込み量については、他の一時預かり事業の利用実績及び試行事業の実績から、対象児童の60%と見込んでいます。

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備することで、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

官民連携による「こども・子育て居場所づくり事業」

Plan (達成目標)

- ・地域おこし協力隊員が、リアルな空間のみならず、バーチャルな空間のつながりも活用して、「こどもの居場所」及び「父親・母親の居場所」を構築する。
- ・こどもが自らやりたいことを企画し、地域の温かな大人たちがそれを支えるなど、地域のこどもたちの成長に地域の大人たちが関わることができるような「こども村」といった運営を行う。

Do (実施状況)

- ・こども向け「AIプログラミング体験」(市内2カ所 放課後児童クラブ)
- ・こども向け「Takikawa Verse」(毎週月曜日 16時から開催)
- ・大人向け「AIオンラインラボ」(毎週土曜日 11時から開催)
- ・メタバース体験ブースの設置(ツタヤ滝川店 9月)
- ・みんなのキッズ(まちづくりセンター):アバターづくり体験
- ・メタバース体験会(ツタヤ滝川店):制作した「Takikawa Verse」を体験する
- ・郷芳寺 遊山荘 図書館 ミラーボ 等リアルな居場所づくり打合せ



メタバース体験会



Takikawa Verse

Check (評価・反省)

【Takikawa Verse】

- ・こどもと大人と一緒に参加できるメタバース空間(放課後のたまり場)
 - (・最近あったことを話す ・「こんなことをやってみたい」と相談する ・イベントのアイデアを出す)
 - (・家からでも参加できる ・こども同士が自然につながる ・大人が見守りやすい)

◎このようなメタバース空間の環境準備を行った。

▲こども達が安心して快適に過ごせる環境・コンテンツの作成の遅れ

▲保護者の方のご理解・ご協力が見られる仕組みの構築



Takikawa Verse

Action (今後の課題・取組の方向性)

1. 「Takikawa Verse」の本格実施

- ・こども達のたまり場としての認知度向上・・・「こどもが楽しめる」コンテンツ・環境
 - (「仮想空間でのたきかわのまち・自然めぐり」など)
 - ・・・保護者・学校などの認知度向上
- ・「こども会議」の開催・・・イベント、まち、体験といったアイデア会議

2. リアルな居場所への接続

- ・「こども会議」でのアイデアをリアル空間で実現・・・(「秘密基地づくり・自然キャンプ・・・」など)
- ・地域の大人たちが支援・・・こどもの居場所づくり実践者、国学院大学学生などとのコラボレーション

重点事業2 母親のためのサードプレイス創造事業

Plan (達成目標)

- ・24時間365日育児を行っている母親のレスパイトケアを目的とした居場所づくりを推進する。
- ・地域子育て支援拠点を活用したこどもの一時預かり事業の創設及び母親のための「コミュニティスペース」「リフレッシュスペース」を併設することで、産後ケア事業から切れ目のない(生後5か月以降)レスパイトケア事業を推進する。

Do (実施状況)

- ・「ふれ愛の里地域子育て支援センター」開設(7月1日)
 - …一の坂地域子育て支援センターを移転
- ・母親のためのレスパイトケア事業 休息スペース「やすみん」開設(7月1日)
- ・母親のためのレスパイトケア事業 「無料お試しキャンペーン」の実施(9月16日～10月31日)



休息スペース「やすみん」



ふれ愛の里地域子育て支援センター

Check (評価・反省)

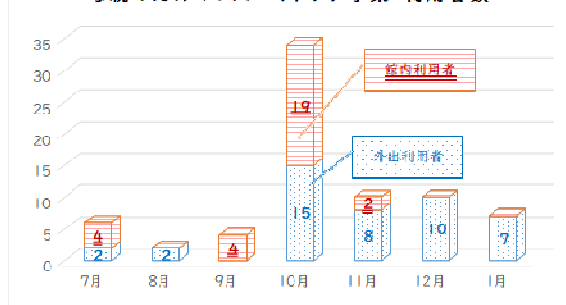
【母親のためのレスパイトケア事業】

◎「子どもと少し離れて、自分の時間を持てることが本当にありがたい」「子どもを預ける場所と母親が休める場所が同施設内にあり、安心感がある」「自分のために時間を使い、リフレッシュできた」といった声が寄せられており、子育て中の母親の心理的、身体的な負担軽減に一定の効果がある

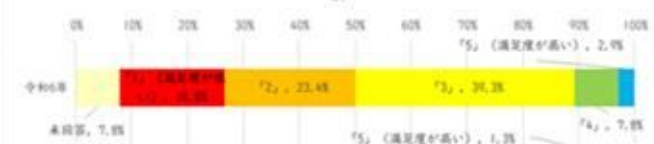
◎滝川西高校生・高等看護学院生といった若者も視察し、市の子育て施策の特色として高評価

▲気軽な利用へ(「母親離れに慣れていないお子さんの一時預かり・休息する特別感」などの解消)

母親のためのレスパイトケア事業 利用者数



滝川市の子育ての環境や支援に満足していますか(就学前児童1母1保護者)



Action (今後の課題・取組の方向性)

- ・更なる母親達のニーズに対応し、利用者数増と満足度の向上
- ・特色ある子育て支援事業として「官民連携事業」の拡大
- ・滝川市子ども計画終了後の子育て環境に関する満足度の向上

重点事業3 こども家庭センター

Plan (達成目標)

- ・妊娠期から出生、子育て期までの母子保健・子育て支援に関し、1つの組織において切れ目のない伴走型の支援を行う。
- ・母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置し、統括支援員のもとに、保健師、社会福祉士、こども家庭支援員、ひとり親支援員などの専門職員グループ体制を構築する。
- ・「子育て施設複合化事業」（「保健センター」、「こども発達支援センター」、「滝川中央保育所」の複合化事業）に、「こども家庭センター」、「子育て支援センター」の機能を加え、改めて複合化によるメリットの最大化を図るための整備構想づくりを進め、同時に国の財源措置を含めた財源対策の最大化を図り、実現に向けて進める。

Do (実施状況)

- ・「こども家庭センター」設置(4月1日)
- ・統括支援員、保健師、社会福祉士、こども家庭支援員、ひとり親支援員の配置
- ・「子育てと健康の拠点複合施設」基本計画策定
- ・施設整備事業(設計・建設一括契約)公募型プロポーザル告示



Check (評価・反省)

【こども家庭センター】

◎切れ目のない伴走型支援の実施

- ・相談件数 170件(令和8年1月末現在)

【子育てと健康の拠点複合施設】

◎施設の基本コンセプト、基本方針等の策定

- ・基本コンセプト

『市民の健康を守り、こどもの成長や子育てを切れ目なく支援する拠点』

- ・基本方針

- 1 市民の健康と子育て支援に関するエキスパートが集結し、切れ目なく包括的に 相談・支援を行い、悩みを解決する施設
- 2 利用する市民の利便性を最重要事項とするとともに、複合化のメリットを最大化する観点を持ち、各機能を担う専門家の視点で最適な機能配置を実現
- 3 利用者、市民が気軽にバリアフリーで交流できるスペースを設置しつつ、個人情報・プライバシー確保についてもしっかりと管理する施設
- 4 災害時の長期的な避難を想定し、こども達の避難生活におけるストレスを軽減するスペースを設置し、子育て世帯避難所として位置付け
- 5 隣接する平和公園を一体的に利用し、最大限の相乗効果を生む施設



「子育てと健康の拠点複合施設」
基本計画

Action (今後の課題・取組の方向性)

1. 「こども家庭センター」

- ・児童家庭相談システム導入・・・児童・家庭相談情報等を一元管理できる児童家庭相談システムを導入し、必要なサポートプランの作成から支援を行う。
- ・要保護・要支援児童支援事業・・・子育て短期支援事業に加え、突発的に発生する要保護・要支援家庭に対し、こどもの安全確保のために必要な緊急的・一時的な支援を行う。

2. 「子育てと健康の拠点複合施設」

- ・実施設計(令和8年度)、施設整備(令和9~10年度)、供用開始(令和11年4月)
- ・施設整備期間の仮移転(令和8年12月)・・・こども家庭センターは、ホテルスエヒロへ、保健センターは、旧北海道農業共済組合道央空知センター中空知支所へ

重点事業4 こども誰でも通園制度

Plan (達成目標)

- ・幼児期におけるこどもの非認知能力の育成に向け、幼稚園や保育所における専門的な教育・保育を実施する。
- ・既存の一時的保育事業をもとに「こども誰でも通園制度」事業化に向けた条件整理を進め、就労要件問わず月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を開始する。
- ・市内の全ての幼稚園・保育所において、一斉にこどもたちが集える場の定期的な開催を目指す。

Do (実施状況)

- ・「こども誰でも通園制度」実施(10月1日)
- ・利用時間:こども1人あたり月10時間まで
- ・利用料金:1人1時間あたり300円(利用料金の減免制度あり)
- ・実施施設:一の坂保育所(利用定員7人/日)

滝川市こども誰でも通園制度

ページID:0021472 更新日:2025年11月12日更新

滝川市では、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの成長や発達を促すため、保護者の就労条件等に関わらず、保育所等を一定時間利用できる「こども誰でも通園制度(乳幼児通園支援事業)」を令和7年10月から実施します。

どんなことができます？

- ・家庭とは異なる経験や年齢の近いこどもとの関わりを通じて、成長や発達を促すことができます。
- ・離乳食やこどもの発達など、経験豊富なプロの保育士にお子様を預かってもらい、その子の状況や保護者の方の事情に応じた具体的な育児の助言を受けることができます。
- ・一定時間こどもを預かってもらうことで、毎日の育児でたまった疲れを癒やすための時間が確保できます。
- ・親の仕事や家庭の用事など、小さいこどもを連れて行くことが難しい場合に、こどもを預かってもらうことができます。

利用対象者(利用できる方)

1. 滝川市在住の方であること
2. 利用を希望するお子様が、認可保育所、35種類、認定こども園、企業主導型保育施設のいずれにも登録していないこと
3. 利用を希望するお子様が、1歳以上3歳未満であること

利用時間

- ・こども1人あたり月10時間まで利用できます。
- ・利用は1回につき1時間以上からで、その後は1時間単位でご利用いただけます。
- ・月10時間は5月の上半月であり、未利用時間があっても翌月以降に繰り越すことはできません。

滝川市公式ホームページ

Check (評価・反省)

◎利用実績

- ・利用認定申請件数15件 申請率 8%(令和8年2月末現在)
令和7年10月時点児童数(保育所等を利用していない児童数) 187人
- ・利用述べ時間 49時間(1人あたり利用時間 3.3時間)

▲実施施設の確保…全対象児童の受け入れ可能枠

▲利用者数の拡大…事業目的の理解普及

×幼稚園・保育所が一斉に行う開放行事は、事業の対象外(親子通園は限定的に)

Action (今後の課題・取組の方向性)

1. 「見込み量と確保量」

- ・確保量:8時間×7名×20日÷10時間=112人
<1日8時間の提供時間×7名の利用定員×月20日の提供÷1人あたり10時間の利用枠>
- ・見込み量:対象児童数187人×60%=112人
(一時的保育36人+レスパイトケア74人)
[令和7年10月時点児童数(保育所等を利用していない児童数) 187人]

◎事業目的の理解普及を進め、利用数の拡大を図る。

2. 「幼稚園・保育所一斉開放」の検討

- ・「こども誰でも通園制度」の対象事業ではないが、家庭とは異なる経験や年齢の近いこどもとの関わりを通じて、成長や発達を促すことを目的として、幼稚園・保育所が一斉に行う開放行事など、制度に準じた事業の実施を政策調査研究会において検討する。

基本目標1

豊かな心を育み成長を支える環境づくり

Plan（達成目標）

- (1) こどもの権利の尊重
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもの貧困対策の推進
- (4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (6) こども・若者の自殺対策、犯罪、交通事故などからこども・若者を守る取組

Do（主な実施状況）

- 「読書活動の充実」：「生きる力を育むたきかわっ子わくわくまなびプログラム」を複数回開催
市内各所との連携事業を開催
- 「物価高対応子育て応援手当」：令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実施する総合経済対策により、0歳から高校生年代までの子ども達に1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給
- 「わくわくプレイルーム」：毎月1回、保護者がこどもと集中して遊ぶことで、親子関係の大切さを知り、こどもの成長を伸ばす関わり方を実践できる事業を関係機関との連携により実施
- 「要支援妊婦への支援」：こども家庭センターの関わりを強化し、特定妊婦に対し、支援プランの作成をはじめ、関係機関との連携により妊娠時から出生後までの切れ目のない支援を実施
- 「SNS等への対応」：地域子育て支援センターの地域講座にて、乳幼児を持つ子育て家庭に対する学習会を開催するとともに、小中学生に加え、就学前保護者に対する「インターネット利用に関する調査」を実施

Check（評価・反省）

【わくわくプレイルーム】

◎保健師・保育士・その他の専門職が連携し、言語・情緒面の成長と親子の関わりを促す支援方策を検討
参加親子 実16組 延べ67組（令和8年1月末現在）
事業内容 季節イベント・施設見学・公園遊び など

【要支援妊婦への支援】

◎こども家庭センター配属の保健師が母子手帳交付時の面談から対応することで、母子保健から子育て支援に関する連携を強化
母子手帳交付数 128件（令和8年1月末現在）
支援プラン作成数 14件（令和8年1月末現在）

Action（今後の課題・取組の方向性）

1. 「こどもの権利尊重」

- ・「こども基本法」に基づく「こどもの権利擁護」に向け、こども家庭センターを中心に、教育委員会や外部の機関との連携により、相談・援助体制の充実を図る。
- ・「こども・子育て居場所づくり事業」において、こどもの参画、意見表明の機会を充実する。

2. 「要保護・要支援家庭への緊急対応」（再掲）

- ・子育て短期支援事業に加え、突発的に発生する要保護・要支援家庭に対し、こどもの安全確保のために必要な緊急的・一時的な支援を行う。

基本目標2

子育て当事者に対する支援の充実

Plan（達成目標）

- (1) 子育てや教育・保育に関する経済的な支援
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 子育て支援を推進する取組

Do（主な実施状況）

- 「妊婦のための支援給付金」：
 - ・伴走型支援:すべての妊婦および主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯を対象とし、保健師や助産師などの専門職が妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ
 - ・妊婦等支援給付金:妊娠の届出を行った妊婦に対し、妊娠1回につき、妊娠中に5万円、産後に胎児1人につき5万円の2回に分けて給付
- 「物価高対応子育て応援手当」（再掲）：

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実施する総合経済対策により、0歳から高校生年代までの子ども達に1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給
- 「こども・子育て情報の発信」：
 - ・「たきかわ子育てガイド」:官民連携事業により、民間資金を活用した子育てガイドを発行
 - ・「滝川市LINE」:各種事業について、SNSを活用したタイムリーな情報を発信

Check（評価・反省）

- 【妊婦のための支援給付金】
- ◎妊娠期からの面談を通して、妊娠・出産・子育てを安心して行える環境を市民も一緒に考える機会となり個別性の高い支援を提供することにつながっている。(給付要件に面談は必須としている)
 - ◎流産・死産・人工妊娠中絶も給付対象になったことで、妊婦だけでなく、妊娠継続に至らなかった女性の話しを聞く機会となり、新たな支援(フォロー)のきっかけとなった。
- 【たきかわ子育てガイド】
- ◎3年契約の最終年度 地元企業の公告収入を原資とした民間資金による発行
発行部数 2,700部
配布先 0歳から小学校2年生までの児童を持つ家庭
子育て世帯が利用する公共施設に設置



Action（今後の課題・取組の方向性）

たきかわ子育てガイド

1. 「たきかわ子育てガイド」
 - ・ゼロ予算事業で実施した事業であり、今後はデジタルアーカイブ化し、引き続き、情報を発信する。

基本目標3

安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

Plan (達成目標)

- (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援
- (2) 幼児期のこどもの育ちを支える施策の推進
- (3) 幼児期のこどもの教育・保育環境の充実

Do (主な実施状況)

- 「母親学級(たきかわマタニティクラス)」:
 - ・妊娠中の身体管理や栄養管理、分娩の経過、母乳育児等、安全な出産に向けて正しい知識、情報の提供
 - ・赤ちゃんや妊婦のふれあい体験の場(おいでよ もうすぐママさん)を定期開催
- 「地域子育て支援センター事業」:
 - ・子育て家庭に対する育児不安等についての相談支援、各種子育てに係る情報提供、親子の気軽な交流の場の運営、子育てサークル等への支援
- 「保育所等におけるICTの活用」:
 - ・民間及び公立の保育所等において、保護者や保育士の負担軽減を図るためのICT化

Check (評価・反省)

【たきかわマタニティクラス・おいでよ もうすぐママさん】

- ◎先輩妊婦との交流・情報交換を実施 ママ友づくりに寄与している。
- ◎父親の参加もあり、赤ちゃんの誕生を楽しみに準備している様子が見える。
参加数:妊婦9組(2.3組/回) 産婦33組(8.3組/回)(令和7年度実績)

▲産前休暇取得前の働く母親は参加しにくい状況

【地域子育て支援センター】

- ◎母親のためのレスパイトケア事業の実施に伴い、一の坂保育所からふれ愛の里に移転
- ◎保育所の一室といった閉塞感から脱却し、出入りしやすい環境へ転換
- ◎住宅街から離れた影響は大きくは現れていない (利用者の推移:グラフ参照)

【保育所等におけるICTの活用】

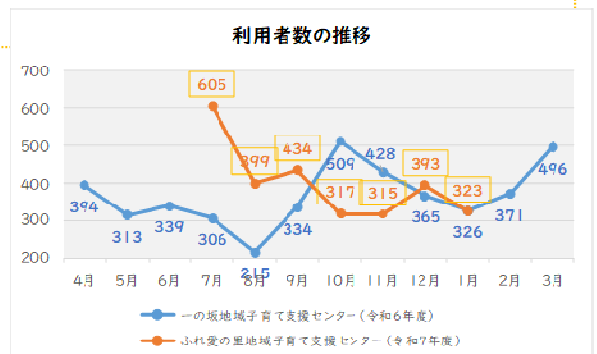
- ◎双方向の連絡手段として利便性が向上
- ◎保育士の労働環境の改善と児童情報の共有

【乳児家庭全戸訪問事業の廃止】

- ▲「新生児訪問」との重複及び「こども家庭センター」の設置による産前・産後の相談体制の強化に伴い事業のスクラップ&ビルドの実施



ICT化の効果 (CODMONホームページより)



地域子育て支援センター月別利用者数

Action (今後の課題・取組の方向性)

1. 「妊産婦支援の拡充」

- ・通常の妊婦健診以外に行う多胎妊婦に対して、新たに追加の妊婦健診費用を助成する「多胎妊婦健康診査助成事業」、医学的な理由から、高度な周産期医療を行う大学病院等の周産期母子医療センターでの分娩を要する妊婦を対象に妊婦健診や分娩に要した交通費及び宿泊費を助成する「妊産婦安心出産支援事業」を創設する。

基本目標4

健やかにこどもが成長できる環境づくり

Plan (達成目標)

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) こどもの居場所づくり
- (5) 困難に直面するこどもへの支援



「滝川市B&G海洋センター」イメージ

Do (主な実施状況)

- 「幼保小連携の充実」:
 - ・「架け橋期カリキュラム」の策定・・・子ども・子育て会議政策調査研究部会において、教育委員会の担当者も加わって議論し、まずは言語分野におけるカリキュラムを策定
- 「学校保健活動の充実」:
 - ・がんや薬物乱用防止、心の健康に関する指導、生命(いのち)の安全教育などを、学校内外の関係者により実施
- 「放課後児童の健全育成」:
 - ・NPO法人への事業委託・・・特定非営利活動法人メリーライズに花月地区放課後児童クラブの運営を業務委託し、滝川市と他市の同事業の融合により事業を実施
 - ・放課後児童クラブ業務支援システムの導入・・・児童の登降所管理や保護者との連絡機能等を有したシステムの導入により、利用者の利便性・信頼性の向上、職員の業務負担の軽減を図った
 - ・児童センターの空調整備・・・前年度整備した放課後児童クラブへの空調整備に続き、空調未整備の児童センター6施設に空調設備を設置し、猛暑時における熱中症対策を実施

Check (評価・反省)

【幼保小連携の充実】

- ◎幼稚園・保育所の代表者から構成した政策調査研究部会において「ありたい方向性」について議論を行い、その後、教育委員会の担当者と意見交換を行った。
- ◎「架け橋期カリキュラム」の第1弾は、「言語分野」によるカリキュラムをまとめ、幼・保・小で取り組むこととなった。
- ◎教育委員会教育総務課と子育て応援課が、幼稚園・保育所と小学校の要望窓口となることにより、これまで以上の接点をつくることとなった結果、全ての幼・保・小において、交流事業が行われることとなった。

Action (今後の課題・取組の方向性)

1. 「幼保小連携事業」

- ・架け橋期カリキュラムをはじめとした幼保小連携の充実に向けた打合せ会議を開催する。
- ・打合せ会議ので設定したテーマをベースとした合同研修会を開催し、カリキュラム・連携事業の拡充の方向性を定める。

2. 「学校及び教育部局と福祉部局の連携強化」

- ・こども家庭センターと学校、スクールソーシャルワーカーなどの情報共有を進め、家庭的に課題のあることとの相談・対応を強化する。

3. 「公園整備事業」

- ・新たな複合施設「B&G海洋センター」(通称:B&Gあそりば)が令和8年度オープン。広場をはじめ、水上アクティビティ、さらには、STEAM教育をコンセプトとした施設「ミラーボ」を北海道教育大学の協力のもと、大日本印刷株式会社と共同で開設する。

基本目標5 若者を支える環境づくり

Plan (達成目標)

(1) 若者の生活基盤の安定に向けた支援

Do (主な実施状況)

- 「TAKI-Biz Cafe」の実施
 - ・創業に必要な知識やノウハウを学んだり、アイデアを相談したり、参加された方がビジネスに結び付く「場」として、5回のセミナーを実施
 - ・創業後の事業者を対象としたフォローアップセミナー「Taki-Biz Cafe 2nd (タキビズ カフェ セカンド)」を実施
- 「奨学金返還支援補助金」の創設
 - ・滝川市の産業を担う人材を確保し、その人材の本市への定着を促進するため、本市に登録している「協力企業」に勤務し、奨学金を返済する方に対して、予算の範囲内において当該奨学金の返済を支援する補助金を創設
 - ・支援金額: 「協力企業」の支援額(ただし、月額上限10,000円、月々の返済金以上の支援はしない)



「TAKI - Biz Cafe」「奨学金返還支援精度」

Check (評価・反省)

【TAKI-Biz Cafe】

◎参加者数: 「TAKI-Biz Cafe」 延べ56人(全5回) 「Taki-Biz Cafe 2nd」 延べ9人(全2回)

Action (今後の課題・取組の方向性)

1. 「キャリア教育の推進」
 - ・発達段階に応じ、キャリアパスポートを活用し、体系的・系統的なキャリア教育の推進を図る。
2. 「地元就職支援の充実」
 - ・近隣市町や市内関係団体と連携し、新卒者の地元定着を目的として、高校生・短大生を対象とした就職支援事業を行う。
3. 「リスキリング、リカレント教育の充実」
 - ・国や北海道、各種団体が実施する様々な技能講習に関する情報の啓発に取り組む。